

09394P-00

2021

年度版

9年連続

TAC出版の
社労士本は

売上No.1

よくわかる
社労士

合格するための

過去10年

本試験問題集

3 健保・社一

TAC社会保険労務士講座・編著

合格テキストに完全準拠!



科目別

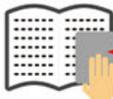
項目別

過去問10年分で
知識を完璧に!

1肢ごとにわかりやすい解説つきで知識が深まる!

TAC出版
TAC PUBLISHING Group

しかも!
速習に
便利な



こたえシート
かくすつき!

最新の
改正情報は

Webで

順次公開!

はじめに

社労士試験は10科目と出題範囲も広く、また内容もかなり細かくなってきています。その結果、多くの受験生が学習の的を絞れずに困惑しているのが現状ではないでしょうか。ところが、過去10年間の試験問題を子細に分析・検討してみると、各科目とも、内容の類似した、極端な場合には全く同じ問題がくり返し出題されていることがわかります。したがって過去の出題傾向をしっかりと把握しておけば、ムダのない的を絞った学習が可能となるわけです。

以上のことを踏まえ本書は、過去10年間の本試験問題を、科目ごとに項目別に「一問一答形式」にまとめました。ここ最近の択一式試験では、「組合せ問題」や正解の個数を選ばせる「個数問題」も出題されていますが、一問一答形式で学習を進めていけば、どのような出題方式にも対応しうる力をつけることができます。また、選択式問題では、本試験の出題形式のまま載せてありますので、実践的な演習が行えます。

さらに、本書の解説においては、過去問を「解く」だけでなく、あわせて確認しておきたい「ポイント」や「プラスα」の知識も充実させました。また、同シリーズの『合格テキスト』と併用していただくと、より学習効果が高まります。

以上のような特徴をもった本書を学習することにより、「社労士本試験において何が求められているか」を明確につかむことができ、自信をもって本試験に臨むことができるはずです。

受験生の皆さんが本書を利用され、限られた学習時間を少しでも有効に活用されて、所期の志を達成されることを心よりお祈りいたします。

2020年9月

**TAC社会保険労務士講座
教材制作チーム一同**

本書は、2020年9月10日現在において公布され、かつ、2021年本試験実施要項が発表されるまで施行されることが確定しているものに基づいて作成しております。

なお、2020年9月11日以降に法改正のあるもの、また法改正はなされているが、施行規則等で未だ細目について定められていないものについては、2021年2月上旬より、小社ホームページにて「法改正情報」を順次公開いたします。

TAC出版書籍販売サイト「サイバーストア」

<https://bookstore.tac-school.co.jp>

本書の構成と効果的な活用法

本書の構成要素

令和2年度の本試験問題を各項目の冒頭に掲載し、最新の本試験傾向が把握しやすい構成となっています。

その他は年度に関係なく、同シリーズの『合格テキスト』にあわせた順に掲載しています。

【問題のレベル表示の見方】

✿キホンマーク

✿マークのある問題は、テキストを一読した直後に取り組みやすいキホン問題です。いきなり10年分は、ハードルが高いと感じる方は、まずはこのマークがある問題から進めていきましょう。

🔍難問マーク

この問題は、最初は解けなくても不安になる必要はありません。解説をみて、最終的に解けるようになることを目標に進めていきましょう。

1 労働条件の原則、労働基準法の適用

最新問題

問題1
□□□
R2-1B

事業における業務を行うための体制が、課及びその下部組織としての係で構成され、各組織の管理者として課長及び係長が配置されている場合、組織系列において係長は課長の配下になることから、係長に与えられている責任と権限の有無にかかわらず、係長が「使用者」になることはない。

問題2
□□□
R2-1C

事業における業務を行うための体制としていくつかの課が設置され、課が所掌する日常業務の大半が課長権限で行われていれば、課長がたまたま事業主等の上位者から権限外の事項について命令を受けて単にその命令を部下に伝達しただけであっても、その伝達は課長が使用者として行ったこととされる。

問題7
□□□
R2-2B

1か月単位の変形労働時間制により、毎週日曜を起算日とする1週間について、各週の月曜、火曜、木曜、金曜を所定労働日とし、その所定労働時間をそれぞれ9時間、計36時間としている事業場において、あらかじめ水曜の休日を前日の火曜に、火曜の労働時間をその水曜に振り替えて9時間の労働をさせたときは、水曜の労働はすべて法定労働時間内の労働になる。

問題8
□□□
R2-2C

通勤手当は、労働とは直接関係のない個人的事情に基づいて支払われる賃金であるから、労働基準法第37条の割増賃金の基礎となる賃金には算入しないこととされている。

問題9
□□□
R23-2E

労働基準法第37条に定める割増賃金の基礎となる賃金(算定基礎賃金)はいわゆる通常の賃金であり、家族手当は算定基礎賃金に含まないことが原則であるから、家族数に関係なく一律に支給されている手当は、算定基礎賃金に含める必要はない。

【出題年度と問題番号の見方】

全問、出題年度と問題番号つきです。年度マークの見方は次のとおりです。

H26-1A 平成26年の択一式、問1のA肢で出題

H26-選 平成26年の選択式で出題

※出題年度・問題番号に「改」と表示している問題は、法改正等により、一部改題が入っているものです。

なお、出題年度によって、年度マークを太字と細字で分けて表示しています。令和2年～平成26年の直近7年分は太字で強調(例H26-1A)。さらにさかのぼった8～10年前の問題(平成25～23年)は細字(例H23-3D)となっています。

※労働保険の保険料の徴収等に関する法律については、労働者災害補償保険法の間8～10、雇用保険法の間8～10に分けて出題されることから、以下のように表示しています。

H26-災8A 平成26年の択一式、労働者災害補償保険法、問8のA肢で出題

H26-雇8A 平成26年の択一式、雇用保険法、問8のA肢で出題

付属の「こたえかくすシート」で解答を隠しながら学習することができるので、とても便利です。

解答 1 × 法10条、昭和22.9.13発基... 基準法の使用とは、同法各条の義務について... 形式にとらわれることなく、同法各... 一定の権限を与えられているか否かによ... 設問のように「係長に与えられた権限」を問わず、係長が「使用者」になること... する。

解答 2 × 法10条、昭和22.9.13発基... の義務についての実質的な権限を与え... 命令の伝達者にすぎない場合は、同法上... したがって、設問のように「課長がたまたま... 上位者から権限外の事項について命令を受けて単にその... 部下に伝達しただけ」の場合は、その伝達は課長が使用者として行ったことはならない。

解答 7 × 平成6.3.31発基181号。休日振替の結果、就業規則で1日8時間を超える所定労働時間が設定されていない日に1日8時間を超えて労働させることになる場合には、その超える時間は時間外労働となる。設問の場合は、水曜日は休日であり、1日8時間を超える所定労働時間が設定されていないため、法定労働時間の8時間を超える1時間が時間外労働時間となる。

解答 8 ○ 法37条5項。設問の通り正しい。
Point 手当の基礎となる賃金は、次に掲げる賃金は、算入しない。
 ① 家族手当
 ② 通勤手当
 ③ 別居手当
 ④ 子女教育手当
 ⑤ 住宅手当
 ⑥ 臨時に支払われた賃金
 ※1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金

解答 9 × 法37条、昭和22.11.5発基231号。家族手当は、算定基礎賃金に含めないことが原則であるが、家族数に関係なく一律に支給されている手当は、算定基礎賃金に含めないこととされている**家族手当に該当しないので、算定基礎賃金に含めなければならない。**
Plus 住宅手当、家族手当、通勤手当、別居手当及び子女教育手当については、別働賃金の算定の基礎から除外されるか否かは、名称ではなく、実質によって判断される。

【解答の見方】
 TACの過去10の解答は、問題の論点をおさえるだけでなく、周辺知識のインプットも効果的に行えるよう、解説にとくにこだわっています。

Point 超重要事項のまとめです。
Plus 問題と一緒に確認しておきたい内容です。
 まず1周目は、問題を解き、解答をあわせていくことに専念し、2周目以降は、解説を読みながら、知識の拡充をしていってください。



過去問検索索引
 本書の索引は過去問の番号から該当頁の検索ができるように組み立てられています。解きたい問題がすぐに探し出せて便利です。

効果的な活用法

- 受験経験のある方は、年度順に解きましょう！
 - ① まずはR2～H26問題を解く(年度マークが太字の問題)
 - ② 終わったらH25～23問題を解く(年度マークが細字の問題)
 - ③ 間違えた問題を中心によく復習。同シリーズの『合格テキスト』も併用し、全体をマスターしましょう！
- 初学者の方は、優先順位の高いものから順に解きましょう！
 - ① **★**マークのある問題から解く
 - ② 次にマークなし問題を解く
 - ③ ①②が確実に解けるようになったら**難**マークのある問題にチャレンジ！

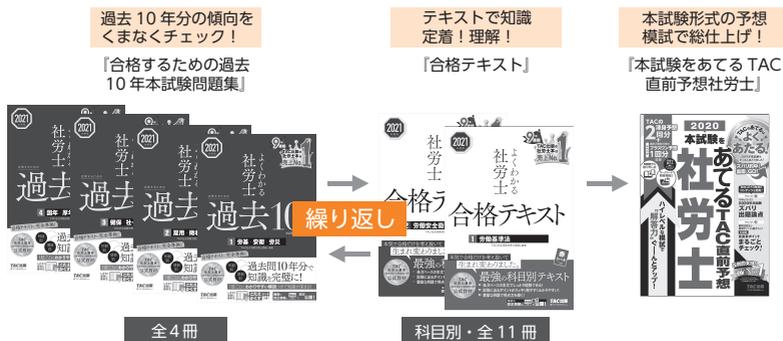
参考 学習スケジュールのイメージ

	～3月	4月～6月	7月、8月
受験経験者	R2～H26(太字)	H25～23(細字)	間違えた問題を中心に繰り返し演習
初学者	★ 問題	マークなし 難 問題	

よくわかる社労士シリーズの活用法

「よくわかる社労士」シリーズは、社労士試験の完全合格を実現するための、実践的シリーズです。過去10年分の本試験傾向をもれなくつかめる『合格するための過去10年本試験問題集』と、条文ベースの本文で確実に理解することができる『合格テキスト』を中心としたシリーズ構成で、常に変化していく試験傾向にも柔軟に対応できる力を身につけていくことができます。

学習の流れ



社会保険労務士試験の概要

試験概要・実施スケジュール

受験案内配布	4月中旬～
受験申込受付期間	4月中旬～5月下旬(令和2年は4月13日～5月31日) ※郵送にて申込み
試験日程	8月下旬(令和2年は8月23日)
合格発表	11月上旬(令和2年は11月6日)
受験料	9,000円

主な受験資格

学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学、短期大学、専門職大学、専門職短期大学若しくは高等専門学校(5年制)を卒業した者(専攻の学部学科は問わない)

行政書士となる資格を有する者

※詳細は「全国社会保険労務士会連合会試験センター」のホームページにてご確認ください。

試験形式

選択式	8問出題(40点満点〈1問あたり空欄が5つ〉) 解答時間は80分 文章中の5つの空欄に、選択肢の中から正解番号を選び、マークシートに記入します。
択一式	70問出題(70点満点) 解答時間は210分 5つの選択肢の中から、正解肢をマークシートに記入します。

合格基準

合格基準について、年度により多少の前後がありますが、例年総得点の7割程度となります。それぞれの試験における総得点の基準と、各科目ごとの基準との両方をクリアする必要があります。

参考 令和元年度本試験の合格基準

選択式：総得点26点以上、各科目3点以上(ただし社会保険に関する一般常識は2点以上)

択一式：総得点43点以上、各科目4点以上

試験科目

科目名	選択式	択一式
労働基準法	2科目	7問
労働安全衛生法	混合問題で1問	3問
労働者災害補償保険法	1問	7問
雇用保険法	1問	7問
労働保険の保険料の徴収等に関する法律	なし	6問
労務管理その他の労働に関する一般常識	1問	10問
社会保険に関する一般常識	1問	
健康保険法	1問	10問
厚生年金保険法	1問	10問
国民年金法	1問	10問

過去5年間の受験者数・合格者数の推移

年度	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
受験申込者数	52,612人	51,953人	49,902人	49,582人	49,570人
受験者数	40,712人	39,972人	38,685人	38,427人	38,428人
合格者数	1,051人	1,770人	2,613人	2,413人	2,525人
合格率	2.6%	4.4%	6.8%	6.3%	6.6%

詳細の受験資格や受験申込み及びお問合せは
「全国社会保険労務士会連合会試験センター」へ
<http://www.sharosi-siken.or.jp>

● CONTENTS ●

- はじめに／iii
- 本書の構成と効果的な活用法／iv
- よくわかる社労士シリーズの活用法／vi
- 社会保険労務士試験の概要／vi

1 健保(健康保険法)

1	目的等	4
2	権限の委任等	6
3	保険者の種類等	8
4	全国健康保険協会	10
5	健康保険組合	16
6	強制適用事業所及び任意適用事業所	22
7	適用事業所に関する届出	28
8	一般の被保険者等	30
9	任意継続被保険者等	44
10	被扶養者	48
11	資格の得喪の確認及び届出等	58
12	被保険者証等	62
13	報酬等の定義	64
14	標準報酬月額	68
15	定時決定	70
16	資格取得時決定	78
17	随時改定	78
18	育児休業等終了時改定	84
19	産前産後休業終了時改定	84
20	任意継続被保険者等の標準報酬月額	84
21	標準賞与額	86
22	国庫負担等	88
23	保険料	90
24	保険料率	92
25	保険料の負担等	94
26	保険料の納付	100
27	調整保険料	108

28	滞納に対する措置等	108
29	保険医療機関及び保険薬局等	112
30	保険医及び保険薬剤師	116
31	指定訪問看護事業者	116
32	保険給付の分類・種類	118
33	療養の給付	120
34	入院時食事療養費	124
35	入院時生活療養費	126
36	保険外併用療養費	126
37	療養費	130
38	家族療養費	134
39	訪問看護療養費	136
40	家族訪問看護療養費	138
41	高額療養費	140
42	高額介護合算療養費	146
43	移送費及び家族移送費	150
44	傷病手当金	152
45	埋葬料、埋葬費及び家族埋葬料	162
46	出産育児一時金及び家族出産育児一時金	166
47	出産手当金	168
48	資格喪失後の給付	170
49	受給権の保護・併給調整等	178
50	給付制限・損害賠償との調整	182
51	日雇特例被保険者－保険者等・日雇特例被保険者	192
52	日雇特例被保険者－費用の負担等	192
53	日雇特例被保険者－保険給付	194
54	保健福祉事業	196
55	不服申立て	198
56	雑則等	200
57	総合問題	206
★	選択式	208

2 社一(社会保険に関する一般常識)

1	社会保険労務士法	230
2	国民健康保険法	246

3	船員保険法	256
4	高齢者の医療の確保に関する法律	264
5	介護保険法	278
6	児童手当法	292
7	確定拠出年金法	296
8	確定給付企業年金法	302
9	社会保険審査官及び社会保険審査会法	308
10	社会保障関係統計	312
11	社会保障制度	318
★	選択式	332

○過去問検索索引 / 352

1 健保 (健康保険法)

健康保険法

凡 例

法	→健康保険法
令	→健康保険法施行令
則	→健康保険法施行規則
社審法	→社会保険審査官及び社会保険審査会法
保険発	→保険局保険課長名通知
保発	→保険局長名通知
庁保発	→社会保険庁医療部長又は保険部長名通知
保文発	→民間に対して出す保険局長名通知
社発	→社会局長名通知
厚労告	→厚生労働省告示〔平成12年以前：労働省告示(労告)〕

健保：目次

1	目的等	4
2	権限の委任等	6
3	保険者の種類等	8
4	全国健康保険協会	10
5	健康保険組合	16
6	強制適用事業所及び任意適用事業所	22
7	適用事業所に関する届出	28
8	一般の被保険者等	30
9	任意継続被保険者等	44
10	被扶養者	48
11	資格の得喪の確認及び届出等	58
12	被保険者証等	62
13	報酬等の定義	64
14	標準報酬月額	68
15	定時決定	70
16	資格取得時決定	78
17	随時改定	78
18	育児休業等終了時改定	84
19	産前産後休業終了時改定	84
20	任意継続被保険者等の標準報酬月額	84
21	標準賞与額	86
22	国庫負担等	88

23	保険料	90
24	保険料率	92
25	保険料の負担等	94
26	保険料の納付	100
27	調整保険料	108
28	滞納に対する措置等	108
29	保険医療機関及び保険薬局等	112
30	保険医及び保険薬剤師	116
31	指定訪問看護事業者	116
32	保険給付の分類・種類	118
33	療養の給付	120
34	入院時食事療養費	124
35	入院時生活療養費	126
36	保険外併用療養費	126
37	療養費	130
38	家族療養費	134
39	訪問看護療養費	136
40	家族訪問看護療養費	138
41	高額療養費	140
42	高額介護合算療養費	146
43	移送費及び家族移送費	150
44	傷病手当金	152
45	埋葬料、埋葬費及び家族埋葬料	162
46	出産育児一時金及び家族出産育児一時金	166
47	出産手当金	168
48	資格喪失後の給付	170
49	受給権の保護・併給調整等	178
50	給付制限・損害賠償との調整	182
51	日雇特例被保険者—保険者等・日雇特例被保険者	192
52	日雇特例被保険者—費用の負担等	192
53	日雇特例被保険者—保険給付	194
54	保健福祉事業	196
55	不服申立て	198
56	雑則等	200
57	総合問題	206
★	選択式	208

健保：択一式出題ランキング

- 1位 一般の被保険者等(36問)
- 2位 傷病手当金(30問)
- 3位 給付制限・損害賠償との調整(27問)

1 目的等

過去問

問題 1 被保険者が副業として行う請負業務中に負傷した場合等、労働者災害補償保険の給付を受けることのできない業務上の傷病等については、原則として健康保険の給付が行われる。
H28-5D

問題 2 被保険者の数が5人未満である適用事業所に使用される法人の役員としての業務(当該法人における従業員が従事する業務と同一であると認められるものに限る。)に起因する疾病、負傷又は死亡に関しては、傷病手当金を含めて健康保険から保険給付が行われる。
H26-2C

問題 3 被保険者が5人未満である適用事業所に所属する法人の代表者は、業務遂行の過程において業務に起因して生じた傷病に関しても健康保険による保険給付の対象となる場合があるが、その対象となる業務は、当該法人における従業員(健康保険法第53条の2に規定する法人の役員以外の者をいう。)が従事する業務と同一であると認められるものとされている。
H30-10A

問題 4 犯罪の被害を受けたことにより生じた傷病は、一般の保険事故と同様に、健康保険の保険給付の対象とされており、犯罪の被害者である被保険者は、加害者が保険者に対し損害賠償責任を負う旨を記した誓約書を提出しなくとも健康保険の保険給付を受けられる。
H27-4ウ 

解答 1 ○ 法 1 条、平成25.8.14事務連絡。設問の通り正しい。業務上の傷病等であっても、労働者災害補償保険の給付対象とならない場合には、原則として健康保険の給付対象とされる。

解答 2 ○ 法 1 条、法53条の 2、則52条の 2、平成25.8.14事務連絡。設問の通り正しい。被保険者又はその被扶養者が法人の役員であるときは、当該被保険者又はその被扶養者のその法人の役員としての業務に起因する疾病、負傷又は死亡に関しては、健康保険の保険給付を行わないことを原則とするが、被保険者の数が 5 人未満である適用事業所に使用される法人の役員としての業務であって、当該法人における従業員(法人の役員以外の者をいう。)が従事する業務と同一であると認められるものに起因する疾病、負傷又は死亡については、例外として、傷病手当金を含めて健康保険の保険給付の支給の対象としている。

解答 3 ○ 法53条の 2、則52条の 2。設問の通り正しい。

解答 4 ○ 法 1 条、平成23.8.9保保発0809第 3 号。設問の通り正しい。設問にあるような誓約書は、医療保険の給付を行うために必要な条件ではないことから、提出がなくとも医療保険の給付は行われる。

2 権限の委任等

過去問

問題 1

H26-5I

厚生労働大臣は保険給付に関し必要があると認めるときは、事業主に対して立入検査等を行うことができる。この権限に係る事務は、あらかじめ厚生労働大臣の認可を受けらうえで、日本年金機構が行うことができるとされているが、全国健康保険協会がこれを行うことはできない。

問題 2

H28-5A

保険医又は保険薬剤師の登録及び登録取消に係る厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任されている。

問題 3

H30-4E

全国健康保険協会管掌健康保険及び健康保険組合管掌健康保険について、適用事業所以外の事業所の任意適用の申請に対する厚生労働大臣の認可の権限は、日本年金機構に委任されている。

解答 1 × 法204条1項19号、法204条の5、法204条の7,1項、法204条の8,1項。設問の権限に係る事務は、日本年金機構には委任されておらず、全国健康保険協会に委任されている。全国健康保険協会が当該事務を行うに当たっては、厚生労働大臣の認可を受ける必要がある。なお、被保険者の資格、標準報酬、保険料に関する事業主に対しての立入検査等の厚生労働大臣の権限(健康保険組合に係る場合を除く。)に係る事務は、日本年金機構に委任されており、日本年金機構が当該事務を行うに当たっては、厚生労働大臣の認可を受ける必要がある。

解答 2 ○ 法64条、法81条、法205条、則159条1項5号の2。設問の通り正しい。

解答 3 × 法31条、法204条1項3号カッコ書、法205条、則159条1項3号。健康保険組合管掌健康保険について、適用事業所以外の事業所の任意適用の申請に対する厚生労働大臣の認可の権限は、「地方厚生局長又は地方厚生支局長」に委任されている。なお、全国健康保険協会管掌健康保険について、適用事業所以外の事業所の任意適用の申請に対する厚生労働大臣の認可の権限に係る事務は、日本年金機構に委任されている。

3 保険者の種類等

過去問

問題 1

H30-8㉔

全国健康保険協会管掌健康保険の特定適用事業所に使用される短時間労働者が被保険者としての要件を満たし、かつ、同時に健康保険組合管掌健康保険の特定適用事業所に使用される短時間労働者の被保険者としての要件を満たした場合は、全国健康保険協会が優先して、当該被保険者の健康保険を管掌する保険者となる。

※ 当該短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である者又は1か月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1か月間の所定労働日数の4分の3未満である者のことをいう。

問題 2

H27-8A

被保険者が同時に2事業所に使用される場合において、それぞれの適用事業所における保険者が異なる場合は、選択する保険者に対して保険者を選択する届出を提出しなければならないが、当該2事業所の保険者がいずれも全国健康保険協会であれば、日本年金機構の業務が2つの年金事務所に分掌されていても届出は必要ない。

問題 3

H23-7C



被保険者(日雇特例被保険者を除く。)が同時に2以上の事業所に使用される場合において、保険者が2以上あるときは、その被保険者の保険を管掌する保険者を選択しなければならない。その方法は、同時に2以上の事業所に使用されるに至った日から10日以内に、所定の事項を記載した届書を、全国健康保険協会を選択しようとするときは厚生労働大臣に、健康保険組合を選択しようとするときは健康保険組合に提出することによって行うことになっている。

解答 1 × 法 3 条 1 項 9 号、法 7 条、(24) 法附則 46 条 1 項、則 1 条の 2,1 項。設問の場合は、被保険者が、当該被保険者の保険を管掌する保険者を選択する。

解答 2 × 法 7 条、則 1 条の 2、則 2 条 1 項、4 項。2 以上の事業所の保険者が、いずれも全国健康保険協会である場合であっても、日本年金機構の業務が 2 以上の年金事務所に分掌されている場合は、届出を提出しなければならない。

解答 3 ○ 法 7 条、則 1 条の 2,1 項、則 2 条 1 項。設問の通り正しい。

Point

設問の届書の提出期限は「10日以内」であることを押さえよう。

4 全国健康保険協会

最新問題

問題 1 全国健康保険協会の短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならないが、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。この借り換えた短期借入金は、1年以内に償還しなければならない。

R2-7B

過去問

問題 1 任意継続被保険者の保険料の徴収に係る業務は、保険者が全国健康保険協会の場合は厚生労働大臣が行い、保険者が健康保険組合の場合は健康保険組合が行う。

H29-1C



問題 2 全国健康保険協会は、事務所の所在地の変更に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。

H24-47

問題 3 全国健康保険協会の常勤役員は、厚生労働大臣の承認を受けたときを除き、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

H29-1A



問題 4 全国健康保険協会(以下本問において「協会」という。)と協会の理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は代表権を有しない。この場合には、協会の監事が協会を代表することとされている。

R元-1A

解答 1 ○ 法 7 条の31,2項、3 項。設問の通り正しい。

解答 1 × 法 5 条 2 項、法155条。任意継続被保険者の保険料の徴収に係る業務は、保険者が全国健康保険協会の場合は、「全国健康保険協会」が行う。

解答 2 ○ 法 7 条の6,2項、3 項、則 2 条の3,1号。設問の通り正しい。全国健康保険協会の定款の変更については、厚生労働大臣の認可を受けなければその効力を生じないが、事務所の所在地の変更等に係る定款の変更については、厚生労働大臣の認可を要せず、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならないとされている。

解答 3 ○ 法 7 条の15。設問の通り正しい。全国健康保険協会の業務は、健康保険組合に加入しない適用事業所の被保険者を管掌し、特定の業種の利益に偏らない業務運営が求められることから、常勤の役員が、営利企業の役員等を兼業することや、報酬を得て事業に従事することを制限している。

解答 4 ○ 法 7 条の16。設問の通り正しい。

プラス
α

協会には、役員として、理事長 1 人、理事 6 人以内及び監事 2 人が置かれる。

問題 5

□□□

H30-17



全国健康保険協会の運営委員会の委員は、9人以内とし、事業主、被保険者及び全国健康保険協会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が各同数を任命することとされており、運営委員会は委員の総数の3分の2以上又は事業主、被保険者及び学識経験を有する者である委員の各3分の1以上が出席しなければ、議事を開くことができないとされている。

問題 6

□□□

R元-10改



全国健康保険協会の理事長、理事及び監事の任期は3年、全国健康保険協会の運営委員会の委員の任期は2年とされている。

問題 7

□□□

H26-1D



全国健康保険協会は、都道府県ごとの実情に応じた業務の適正な運営に資するため、支部ごとに運営委員会を設け、当該支部における業務の実施について運営委員会の意見を聴くものとする。

問題 8

□□□

H26-6E

全国健康保険協会(以下「協会」という。)の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。協会は、毎事業年度の決算を翌事業年度の5月31日までに完結し、作成した財務諸表に、事業報告書等を添え、監事及び会計監査人の意見を付けて、決算完結後2か月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

問題 9

□□□

R元-1E改

全国健康保険協会は、毎事業年度、財務諸表を作成し、これに当該事業年度の事業報告書及び決算報告書を添え、監事及び厚生労働大臣が選任する会計監査人の意見を付けて、決算完結後2か月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

解答 5 ○ 法 7 条の18,2項、則 2 条の4,5項。設問の通り正しい。

解答 6 ○ 法 7 条の 9、法 7 条の12,1項、法 7 条の18,3項。設問の通り正しい。

解答 7 × 法 7 条の21,1項。設問の「運営委員会」は、正しくは「評議会」である。全国健康保険協会は、都道府県ごとの実情に応じた業務の適正な運営に資するため、支部ごとに評議会を設け、当該支部における業務の実施について、評議会の意見を聴くものとされている。

プラス
a

事業主(被保険者を使用する適用事業所の事業主をいう。)及び被保険者の意見を反映させ、全国健康保険協会の業務の適正な運営を図るため、全国健康保険協会に運営委員会を置くものとする。

解答 8 ○ 法 7 条の25、法 7 条の28,1項、 2 項。設問の通り正しい。

プラス
a

監事は、厚生労働大臣が任命する。また、会計監査人は、厚生労働大臣が選任する。

解答 9 ○ 法 7 条の28,2項、法 7 条の29,2項。設問の通り正しい。なお、全国健康保険協会は、毎事業年度の決算を翌事業年度の **5月31日**までに完結しなければならない。

執 筆 者

健保(健康保険法)織井 妙子
社一(社会保険に関する一般常識)小泉 悟

2021年度版 よくわかる社労士
合格するための過去10年本試験問題集3 健保・社一

発行日 2020年10月10日

初版発行

編著者 TAC株式会社 (社会保険労務士講座)

発行者 多田敏男

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)

〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話 (営業) 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2020

管理コード 09394P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製(コピー)、転載、改ざん、公衆送信(ホームページなどに掲載すること(送信可能化)を含む)されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。